

2011 大阪府交渉

安心して歯科にかかれる大阪めざし

医療助成や国保改善を要望

協会は8日の理事会で、医療助成拡充や指導改善などを求めて毎年実施している大阪府交渉の2011年の要望内容を固めた。子どもの医療費助成拡充や保険料引き上げにつながる国保「広域化」の撤回、審査・指導の民主化など、12分野103項目。今年は、従来の要望に加え、口腔保健法の成立を受け、口腔保健条例の制定を求めている。また、条例による「日丸・君が代」の押し付け中止や、原簿依存からの転換を国に求めることなどを盛り込んだ。府交渉のポイントを政策部が解説する。

福祉医療助成

大阪の子どもの医療費助成制度の対象年齢は3歳未満で、全国的に最低レベルだ。橋下知事は、選挙公約で就学前までの拡充を約束しながら、就任した途端に医療費助成の窓口負担を1000円に引き上げようとする裏切りの行いに出た。協会をはじめ、多くの府民の声によって実施を阻止できたが、現在も福祉医療費助成制度の在り方検討会を非公開で開催し、助成制度改善のために議論を重ねている。

国民健康保険

府民生活の悪化を背景に大阪府の国保は崩壊の危機にある。滞納世帯は、国保加入世帯(150万2395世帯)の4分の1に上る。これにより実質無保険の資格証明書は2万7484世帯に、無保険準備金の短期保険者証も10万8110世帯に発行されるという異常事態になっている。こうした危機的状況にも関わらず、橋下知事は、大阪府の国保を広域化しようとしている。広域化すれば、各市町村が国保料引き下げや抑制のために行う独自繰り入れ

機関にかかれるように要望を強める。

指導の民主化

指導・監査事務が近畿厚生局に移管されて以降、医療費削減を目的に指導の強化が図られてきた。協会は、行政手続法に基づいた懇切丁寧な指導が行われるよう、指導時の録音や弁護士の手同を働きかけ、実現してきている。大阪府は、国保分の指導などに責任を持つべき立場にあるが、実態は近畿厚生局に付き従い、判断をゆだねている状況だ。

口腔保健事業

国会で8月2日、歯科口腔保健の推進に関する法律(口腔保健法)が成立した。協会や保団連が「保険でよい歯科医療」の実現をめざして繰り返し要請に取り組みなか

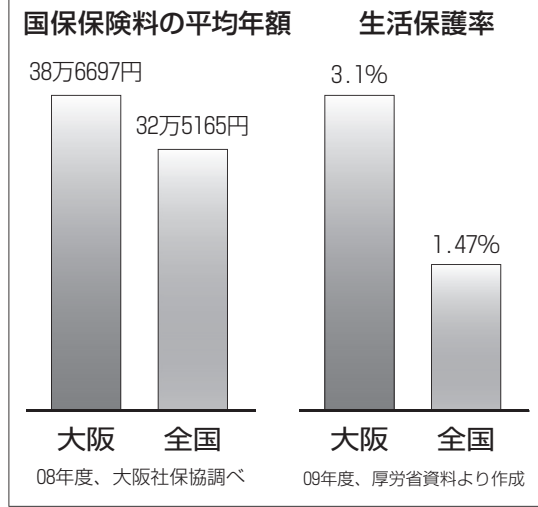
で、歯科医療が全身の健康づくりに欠かせないと認識が地方議会や国会議員にも広がり、全会一致で法律が成立した。口腔保健法に基づいて

各都道府県で歯科保健事業の強化が図られることになる。口腔保健条例の制定や口腔保健センターの機能強化、府民の全年齢を対象とした歯科健診の実施など、歯科施策の具体的要求を提案する。

今年実施した大阪府健康づくり課との懇談(1月28日)では、歯科健診について当局から「節目検診を拡充する方向で各市町村に働きかけを強めている」との話が出された。しかし節目では、健診から漏れる府民を多く残すことになることから、全年齢を対象にした歯科健診制度の創設が求められる。また口腔保健事業を抜本的に強め、推進するために府下すべての保健所に歯科衛生士を配置することや大阪府が府民の口腔内に責任を持つて歯科の二次・三次医療の提供体制を整備すること、高齢化社会の進展

全国の子ども医療費助成制度

対象年齢	都道府県
中学卒業	東京都、群馬県、鳥取県
小学卒業	栃木県
小学3年	千葉県、福井県、兵庫県、徳島県
就学前	神奈川県、愛知県、京都府など28道府県
6歳未満	香川県、鹿児島県
5歳未満	山梨県
4歳未満	富山県、石川県、熊本県、沖縄県
3歳未満	大阪府、宮城県、新潟県、佐賀県



大阪府交渉要望項目 (一部抜粋)

- 府政全般について
 - 大型開発による財政悪化や福祉行政の後退につながる都構構や関西州構想は止めること
 - 全ての府立施設の耐震性を調査し、必要な耐震化をただちに進めるなどし、災害に強い大阪府をつくること
 - 条例による「日丸・君が代」の押し付けは直ちにやめること
 - 行政による職員への統制を強化する職員基
- 福祉医療費助成制度について
 - 都道府県個別指導は行政手続法・行政手続条例に基づき、公正で民主的に進めること
 - 全国的に最低水準の乳幼児医療費助成制度の通院対象年齢をただちに就学前まで引き上げること
 - 歯科の特性を勘案し、乳幼児医療費助成制度は、入通院ともただちに義務教育終了まで対象年齢を拡大すること
 - 国民健康保険事業について
 - 保険料の引き上げにつながる国民健康保険の広域化はせず、市町村・国保組合への補助金を増額し、高すぎる国保料の抑制に努めること
 - 低所得者への保険料軽減・減免制度を府民に周知・徹底し、減免基準の引き下げなど、制度を拡充するよう府として
- 口腔保健事業について
 - 口腔保健法に基づき、口腔保健条例の制定を進めること。その際、歯科関係団体はもちろ
 - 府は口腔保健事業の総合的な企画・立案と実施状況の把握に努めること。そのため、歯科保健関係の位置づけを高め、口腔保健推進事業などの設置すること
 - 健診機会の少ない中小事業所や共同作業所などの障がい者に歯科健診の機会を増やすなど口腔保健教育を進め、労働衛生を充実させること
 - 保健センターの機能を抜本的に充実させ、常勤の歯科医師や歯科衛生士を配置すること
 - 歯科医療の供給体制について
 - 一次医療機関での受け入れ困難な患者に対応するため、府立系5病院は公的な基幹病院として位置づけ、歯科が設置されていないところについては設置を急ぎ、医療圏ごとの整備計画を整えること
 - 障がい者(児)の障がい者(児)の高次の歯科治療および口腔ケアを可能とする施設が大阪の南部にないことから府として必要な措置を講じること
 - 障がい者(児)の歯科健診を実施し、治療との連携システムを系統的に追求すること
- 全ての歯科医師に対する公平な情報提供と機会均等について
 - 歯科保健にかかる事業の推進にあたっては全ての歯科医師に公平な機会を与えること
 - 府の税制・融資制度枠について
 - 開業資金融資制度の無担保無保証人分の限度額をさらに引き上げること
 - 多額な設備、運転資金を必要とする歯科医療機関向けの独自融資制度を創設すること
 - 介護保険制度について
 - 医療保険と同様に、大阪府独自の介護保険利用料助成制度(仮称)を創設すること。特に住民税非課税の利用者はもとより低所得者に対して、すべてのサービスの利用料を免除する制度とする
 - 医療保険で一部負担助成の対象になっていない患者に対し、介護保険においても「居宅療養管理指導費」の利用料を助成すること
 - 非核平和都市について
 - 関西国際空港、大阪空港、堺・泉北港、泉州港などの一切の軍事利用は認めないこと
 - 下記項目について、府から国へ要望すること
 - 政策からの一刻も早い転換を求めると